

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（環境省）

制 度 名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>居住者が自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費相当額とのいずれか少ない金額（200 万円を上限。併せて太陽光発電設備を設置した場合は 300 万円を上限）の 10%を所得税額から控除する特例を延長する。</p> <p>併せて、居住者が自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を行った場合、その住宅ローン残高（1000 万円を上限）の一定割合を 5 年間にわたり所得税額から控除する省エネ改修促進税制等について、平成 22 年 12 月 31 日までとされている改修後の住宅の全体の省エネ性能が現状から一段階相当以上上がらない工事も対象とする適用要件の緩和を延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b>          租税特別措置法 第 41 条の 19 の 3、第 41 条、第 41 条の 3 の 2          租税特別措置法施行令 第 26 条の 28 の 5、第 26 条、第 26 条の 4          租税特別措置法施行規則 第 19 条の 11 の 3</p> <table border="1" data-bbox="881 911 1451 1020"> <tr> <td data-bbox="881 911 1203 1020">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1203 911 1451 1020">- 百万円 （ 22,600 百万円 の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 22,600 百万円 の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 22,600 百万円 の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p><b>政策目的</b></p> <p>既存住宅の改修を促進し、省エネルギー性能の向上等を推進するとともに、良質な住宅ストックを将来世代へ承継することを図る。</p> <p><b>施策の必要性</b></p> <p>環境問題への対応が一層強く求められる中で、これまでの「つくっては壊す」社会から「いいものを長く大切に使う」社会への移行が求められているところである。</p> <p>こうした社会的背景を踏まえ、住宅政策においても、持続可能な社会の実現に向けた地球環境への負荷が低い住宅ストックの形成を促進する必要がある。</p> <p>また、改修は自己資金のみで行う者が多いという実態を踏まえ、良好なりフォームを促進するためには、借入れによって改修を行う者のみならず、自己資金によって改修を行う者に対して適切にインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>これらのことから、本特例の延長により、住宅改修資金の調達手段によらず幅広い者を、環境性能の向上により既存住宅ストックの質の向上に資する改修へと引き続き誘導していくことが必要である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大」等、省エネ改修の促進が位置付けられている。</p> <p>国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「リフォームや中古住宅購入への支援」が位置付けられている。</p> <p>また、住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定）において、「既存住宅ストックの質を高める…ことを重視した施策を展開する」、「地球温暖化問題…に対応して、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図る」とされている。</p> <p>併せて、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において「民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をさらに進める」、「一層の普及拡大を図るべき太陽光発電等について、初期コストの低減や導入インセンティブを高める普及拡大のための措置等を実施する」とされている。</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 52 住宅、建築物の省エネルギー化（一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率）</p>
		政策の達成目標	<p>新成長戦略において、「中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増すること」が位置付けられている。</p> <p>国土交通省成長戦略において、2020 年目途に、「GDP に占める住宅の投資の割合を 3 % 台から 5 % まで増やす」、「一定の省エネルギー対策（ ）を講じた住宅ストックの比率を 21% から概ね 50% に増やす」という目標が定められている。</p> <p>住生活基本計画において 「一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストック比率 18%（平成 15 年） 40%（平成 27 年）」という目標が定められている。</p> <p>併せて、エネルギー基本計画において「2020 年までに、既築住宅の省エネリフォームを現在の 2 倍程度まで増加させることを目指す」という目標が定められている。</p> <p>（ ）全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
		同上の期間中の達成目標	・一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストック比率 18%（平成 15 年） 40%（平成 27 年）
		政策目標の達成状況	新成長戦略、国土交通省成長戦略及びエネルギー基本計画はそれぞれ策定されたばかりであり、これらに掲げられている上記の目標達成に向けた施策を講じていく必要がある。

			<p>住生活基本計画に定める「一定の省エネ対策を講じた住宅ストック比率」については、平成 20 年時点において達成されておらず（21%）、引き続き本税制特例により誘導を図る必要がある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	一定の省エネ改修工事 平成 23 年 2,604 人、平成 24 年 2,638 人	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	環境性能の向上といった既存住宅ストックの質の向上に資する改修に、資金を借入れによらず調達する者を含めて、引き続き広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	省エネ改修促進税制（所得税、固定資産税）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	既存住宅に係る省エネのための改修を安定的に促進するための支援策は本特例のみである。	
	要望の措置の妥当性	改修工事に係るローン型減税や投資型減税等の本特例以外の措置における控除率等とのバランスを考慮すれば、的確かつ必要最小限な措置である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	一定の省エネ改修工事 平成 21 年 2,538 人、200 百万円	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	直近の評価である平成 21 年度の政策チェックアップ評価書において、「地球温暖化防止等の環境の保全」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。	
	前回要望時の達成目標	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4%(平成 11～15 年平均)      5%(平成 27 年)</li> <li>既存住宅の流通シェア 13% (平成 15 年)      23% (平成 27 年)</li> </ul>	

		<p>(省エネ改修関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 (2010) 年の CO2 排出削減見込み量 930 万 t (京都議定書目標達成計画)</li> <li>・一定の省エネルギー対策( )を講じた住宅ストックの比率を平成 27 (2015) 年に 40%にする。(住生活基本計画)</li> </ul> <p>全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 20 年において、各目標の指標はそれぞれ一定の向上が図られている(リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 3.5%、既存住宅の流通シェア 13.5%、一定の省エネルギー対策が講じられた住宅ストックの比率 21%)ものの、政策目標の達成のためには、本特例を延長し、引き続き既存住宅の省エネルギー性能の向上を図ることが必要である。</p> <p>なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 21 年度創設</p>